

## ASEAN ツーリズム・アワード・ジャパン 2018 実施要項

昨年度(メコン・ツーリズム・アワード)との変更点

- \* 昨年度までのメコン・ツーリズム・アワードを拡大し、ASEAN10 カ国を対象とします。
- \* ツアーオペレーター、航空会社による推薦制度を設けました。
- \* メコン地域(カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)を対象とする賞を用意し、ASEAN域内の経済格差縮小を目指します。
- \* 受賞者には事前にご連絡し、授賞式およびレセプションへご招待いたします。(1グループあたり4名まで)
- \* ASEAN50周年記念賞の設定はありません。

### 1. 実施目的

ASEAN(東南アジア諸国連合)加盟国に関する優れたツアー商品を表彰することにより、より良い商品企画・造成を促し、当該国への旅行需要喚起につなげる。

### 2. 実施団体

主 催: 国際機関日本アセアンセンター  
後 援: 外務省、観光庁、一般社団法人日本旅行業協会、  
一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会

### 3. 対象商品

2018年4月1日から2019年3月31日までに催行および催行予定のASEAN(東南アジア諸国連合)加盟国への企画旅行(募集型および受注型)。なお、表彰の対象となるのは、旅行会社、ツアーオペレーター会社、航空会社の3社となります。

- \* ASEAN 加盟国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国となります。
- \* ASEAN 諸国以外(例:中国・インドなど)の国との周遊型は対象となりません。

### 4. 選考方法

応募書類を元に、日本アセアンセンター、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会ほかから構成されるASEAN ツーリズム・アワード・ジャパン選考委員によって公正に審査・選考を行います。

## 5. 表彰カテゴリー

表彰カテゴリーは審査委員が審査時に決定しますので、応募者がカテゴリーを選ぶ必要はありません。それぞれのカテゴリーで商品開発に携わった旅行会社、手配オペレーター会社、航空会社の3社を一組として同時に表彰します。

- ① ニュー・デスティネーション賞  
新しいデスティネーションの開発に貢献し、ASEAN 諸国の新しい観光の魅力を紹介した旅行商品
- ② ラグジュアリー・トラベル賞  
ワンランク上の上質な休日を提供する旅行商品
- ③ ユニーク・ツアー賞  
今までにない新しい視点で ASEAN 諸国の魅力を紹介した旅行商品
- ④ サステナブル・ツアー賞  
人的交流、環境・社会課題に取り組むなど持続可能な観光のための旅行商品
- ⑤ CLMV 賞  
メコン4カ国(カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)への観光促進に貢献した旅行商品
- ⑥ 審査員特別賞

## 6. 応募方法(①、②いずれかの方法でご応募ください)

- ① 所定のエクセルフォーマットで応募  
応募フォームをダウンロード、記入後に当該ツアーのパンフレット(表紙とツアー紹介ページをカラースキャンしてPDF化したもの)と一緒に送付する。  
([https://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/ASEANTourismAward2018\\_ApplicationForm.xlsx](https://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/ASEANTourismAward2018_ApplicationForm.xlsx))  
宛先:info\_to@asean.or.jp  
件名:「ASEANツーリズム・アワード・ジャパン 2018 応募」
- ② オンライン版応募フォームを利用して応募  
12月半ばより利用可能

\* 審査の都合により、追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 7. ツアーオペレーター、航空会社による応募商品の推薦

ツアーオペレーター、航空会社が自社の関わるツアー商品を推薦することが可能です。事務局が旅行会社へ連絡を取り、応募に必要な情報を入手し、応募完了となります。

8. 応募締切

2019年2月3日(日)

9. 発表と表彰

アワードを受賞された旅行会社のご担当者様には2019年2月22日(金)にご連絡をさしあげます。  
受賞商品を開発された旅行会社・手配オペレーター会社・航空会社のご担当者様(合計4名様まで)を授賞式・レセプションにご招待いたします。

授賞式は2019年3月6日(水) 18:30より都内のホテルで行います。詳細は受賞されたご担当者様にご案内いたします。

受賞者には、記念品が贈呈されるほか、販売促進のためにアワードロゴの使用が認められます。また日本アセアンセンターが事業を通じて受賞ツアーの紹介をします。

10. 応募資格者

旅行業法に基づく登録業者。

11. 照会先

国際機関日本アセアンセンター 観光交流クラスター

Email: info\_to@asean.or.jp

電話: 03-5402-8008